

令和 6 年 4 月 8 日

福祉用具受領委任登録事業者  
指定介護予防支援事業者  
指定居宅介護支援事業者      ご担当者様

市川市 福祉部  
介護保険課長

(介護予防) 短期入所生活介護および (介護予防) 短期入所療養介護中の福祉用具貸与の  
取り扱いについて (通知)

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記の件について、下記のとおり、厚生労働省へ疑義照会による回答を周知いたしますので、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

【問】

①短期入所サービス利用者が、特別な事情により指定居宅サービスの福祉用具貸与品を短期入所施設に持ち込んだが、当該月に一度も自宅に戻らなかった場合は、当該月の指定居宅サービスの福祉用具貸与費の算定は認められないという認識でよろしいか。

②短期入所サービス利用者が、特別な事情により指定居宅サービスの福祉用具貸与品を短期入所施設に持ち込んだが、当該月に一度も自宅に戻らず、短期入所施設からの外出時に、指定居宅サービスの福祉用具貸与品を利用した場合、福祉用具貸与費の算定は可能か。

※「特別な事情」とは、短期入所施設に用意されている福祉用具では、入所生活に支障が出る場合

【厚生労働省の回答】

- ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても、福祉用具貸与を算定することは可能であるが、これは在宅と短期入所生活介護又は短期入所療養介護の行き来が想定される中で、その両立を可能とするための規定である。そのため、介護保険における福祉用具貸与そのものは、あくまで在宅での使用を想定しており、原則は施設が必要な用具を用意するものであるが、在宅で使用する用具を持ち込むことを妨げる規定はない。
- ・一度も自宅に戻らなかった場合は、福祉用具貸与費の算定は認められない。

【市川市の取り扱い】

※令和 6 年 5 月 1 日から上記の取り扱いをいたします。

※福祉用具貸与費の算定は短期入所期間を除いた日割り計算を行う。ただし、契約の形態により半月分又は 1 カ月分 (月初及び月末に利用があった場合) の請求として差し支えない。

【問合せ先】 〒272-8501 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号

市川市介護保険課 資格給付グループ (杉澤 鈴木)

電話 047-712-8541